

コンビニ納税が開始 納税通知書も変わります

平成18年度当初課税分から、市税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・市・県民税・国民健康保険税(の納付書が「バーコード付き納付書」に変わります。

バーコード付き納付書は、これまでの取扱窓口に加えて、全国のコンビニエンスストアでも使用できますので、曜日や時間を気にすることなくいつでも納付できます。

納税通知書の様式
今までは、納税通知書と納付書

納税通知書 こちらでは納付できません



納付書 納期限を確認して窓口へ

納付できる窓口 (コンビニエンスストア)

エー・エム・ピー・エム	エブリワン	くらしハウス	ココストア
コミュニティストア	サークルK	サンクス	スパーク北海道
スーパー九州	スリーエイト	スリーエフ	生活彩家
セイコーマート(北海道、関東限定)	セーブオン	セブンイレブン	
デイリーヤマザキ	ファミリーマート	HOT SPAR(東北、関東、沖縄限定)	
ポプラ	ミニストップ	ヤマザキデイリーストア	ローソン

がひとつづりでしたが、今年度から納税通知書部分のみホチキス留めとなり、納付書は一枚ずつ単票でお送りします(軽自動車税は納税通知書と納付書が一枚になっています)。「納税通知書」では納付できません。納期限を確かめてから、必ず「納付書」を窓口へお持ちください。

コンビニで納付できないもの

バーコードのない納付書1枚あたり30万円を超えるもの、納期限を過ぎたもの、平成17年度以前に発行された納付書などはコンビニエンスストアでは使えません。これは市役所本庁・支所などで納付してください。

納付できる窓口、口座振替取扱窓口(金融機関等)

千葉銀行	成田市農業協同組合	佐原信用金庫
千葉信用金庫	三菱東京UFJ銀行	住友信託銀行
京葉銀行	りそな銀行	中央労働金庫
千葉興業銀行	銚子信用金庫	かとり農業協同組合
三井住友銀行	みずほ銀行	銚子商工信用組合
郵便局(関東1都6県、山梨県以外は専用納付書になります)		

* 上記金融機関本支店および郵便局で、口座振替ができます
* 市役所本庁・支所窓口でも納付できます

納税は便利・確実な口座振替で

納期のために金融機関窓口などに出向く必要がなく、納め忘れない、便利な口座振替のご利用はいかがですか。

希望される人は納期の2カ月前までに、納税通知書と預貯金通帳・通帳届出印を持って各金融機関・郵便局で手続きをしてください。手続きが完了すると、各納期の最終日に自動的に振り替えられます。

○ 固定資産税・都市計画税は納税通知書ごとの申し込みです。

○ 軽自動車税は、同一名義人の分がすべて振替となります。

○ 一度申し込むと、翌年度以降も継続されます。課税がなくなっても、口座登録がすぐに抹消されることはありません。停止・変更の手続きは直接金融機関などでお願います。

○ 領収証書は発行しませんので、記帳にてご確認ください。軽自動車税のうち車検用納税証明書が必要な車種については、振替確認後送付します。

○ 口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書(兼納付書)を

お送りしますが、納期限を過ぎていたため、督促状が出ます。残高不足などに注意下さい。

くわしくは税務課 ☎20 15 13 ☎へ。

水道料金の納付

支払いは期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。水道料金を納期限内に納められなかった場合、督促状や給水停止予告書を送付しています。これらにもかかわらず納入されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口でもできますが、市では、便利で確実な口座振替をお勧めします。手続きは、金融機関などの窓口へ領収書または水道使用量のお知らせと口座届出印を持参ください。

くわしくは市水道部業務課 ☎22 0269 ☎へ。

一般家庭用の集積所には 出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

『ビニール・プラスチック類』『ビン・カン・ガラス』『金物・陶磁器類』『リサイクルプラザ(※36 1000)』

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください



分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(ただし、下総・大栄地区は伊地山グリーンセンターまたは、粗大ごみ処理施設)へ自搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法

『燃やせるごみ』『ビニール・プラスチック類』『ビン・カン・ガラス』『金物・陶磁器類』に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください。

処理方法

○ごみ処理施設へ自搬入する場合

『燃やせるごみ』『いずみ清掃工場(※36 1689)』

下総・大栄地区の事業所のごみ処理方法

分別方法

『可燃ごみ』『ビン・カン』『不燃物』『ペットボトル』に分別し、半透明のごみ袋を使用してください。

○ごみ処理施設へ自搬入する場合

『可燃ごみ』『ビン・カン』『不燃物』『伊地山グリーンセンター(※0478 59 2148・搬入券

が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課にあります)

※『ペットボトル』は、直接搬入できません。リサイクルを図るため許可業者に委託してください。

許可業者に処理を委託する場合
北総西部衛生組合一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

くわしくはクリーン推進課(※20 1530)へ。

合併処理浄化槽

設置費と
維持管理費に補助

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(下表)。

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽へ転換するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金(3万円を限度)を支給します。

また、印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部

を補助しています(左表)。

維持管理費補助金

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった額の二分の一相当額(限度額あり)です。

設置費補助金限度額

人槽	合併処理浄化槽限度額	高度処理型浄化槽限度額
5人槽	354,000円	444,000円
6・7人槽	411,000円	486,000円
8～10人槽	519,000円	576,000円
11～20人槽	981,000円	1,092,000円
21～30人槽	1,668,000円	1,860,000円
31～50人槽	2,238,000円	2,496,000円

騒音地域については、設置補助金および維持管理費とも補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(※20 1531)へ。

共同墓地の整備工事

整備費用に対し
補助をします

市では、既存の共同墓地の整備工事に要する費用に対して、補助をしています。

対象墓地：区・自治会・管理組合、また5世帯以上で管理する墓地

対象工事：墓地内通路、排水設備、塀、擁壁など。ただし20万円未満の工事は対象になりません

補助額：150万円を限度に、工事費の半額(騒音地域は、補助金の限度額が異なります)

補助を受けるには手続きが必要ですが、着工する前に環境衛生課へ相談してください。くわしくは同課(※20 1531)へ。

裁判所からのお知らせ

合併に伴い、旧下総町・旧大栄町地区の裁判所の管轄が変わりました。これまでの千葉地方・家庭裁判所佐原支部および佐原簡易裁判所から、千葉地方・家庭裁判所佐倉支部および佐倉簡易裁判所に変更されます。くわしくは千

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

相 談 日				
相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ 先
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00~16:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 法律相談5月分は、4月26日(水)から予約を受け付けます。
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00~16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	25日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	18日(火)	10:00~12:00	〃	
税務相談	18日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	13日(木)・27日(木)	13:00~16:00	13日・市役所3階301会議室 27日・市役所2階201会議室	
市民よろず相談	15日(土)	13:00~16:00	保健福祉館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター (予約制)	12日(水)・26日(水)	10:00~15:00	県税理士会成田支部 (飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	19日(水)	18:00~20:30	中央公民館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00~16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談 予約制)	5日(水)	10:00~12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	4月はありません。次回は5月2日(火)です。			交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	6日(木)・20日(木)	9:00~12:00	〃	〃
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	24日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	4日(火)	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00~16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月~金曜日	9:00~16:00	成田市ふれあいる-む21	教育相談室☎20-1414